

# 国保年金課からのお知らせです

■ 問い合わせ先 国保年金課 (☎ 82-1177 ☎ 82-1209)



## ◎保険料の納付方法を 年金から差し引いての納付から口座振替に変更できます

手続きをされると、「後期高齢者医療保険料」「国民健康保険料」の納付方法を、年金から差し引いての納付から口座振替に変更できます。(保険料の納付状況によっては変更できない場合があります。) 1月31日(月)までに手続きをされると、4月以降の年金からは差し引かれません。後期高齢者医療保険料は7月納付分から、国民健康保険料は6月納付分から口座振替になります。1月31日を過ぎて手続きされた場合は、6月以降の年金から変更されます。

なお、後期高齢者医療に移行する前に、国民健康保険料を口座振替で納付されていた人も、改めて手続きが必要です。現在、口座振替または納付書で納付されている人でも、4月以降は年金から差し引いての納付となる場合があります。該当する可能性のある国保加入者には、事前にお知らせします。

### Q 口座名義人は誰になるの？

後期高齢者医療保険料は、ご本人またはご家族、国民健康保険料は、世帯主です。



### Q 手続きはどうすればいいの？

年金から差し引いての納付になる前の納付方法によって、手続きが異なります。

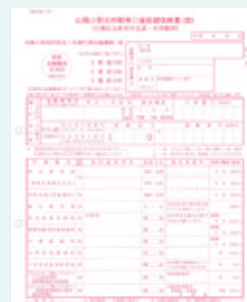
#### ▶ 口座振替で納付されていた人

- ① 保険証を持って国保年金課の窓口で納付方法変更の申し出をしてください。

口座振替依頼書の「ご本人控」は、金融機関の窓口で口座振替の手続きをした際にもらえます。

#### ▶ 納付書で納付されていた人

- ① 金融機関の窓口で、口座振替の手続きをしてください。(通帳の届出印が必要です。)
- ② 口座振替依頼書の「ご本人控」(写真：右)と保険証を持参し、国保年金課の窓口で納付方法変更の申し出をしてください。



## ◎ご存知ですか？ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)

後発医薬品とは、これまで効き目や安全性が実証されてきた医薬品(先発医薬品)と同等と認められた低価格な医薬品です。後発医薬品を希望される場合は、ジェネリック医薬品希望カードなどにより、医師・薬剤師にご相談ください。なお、国民健康保険加入者でジェネリック医薬品希望カードが必要な人は、国保年金課に備えていますので、ご利用ください。



◀ ジェネリック  
医薬品希望カード

### 1. 先発医薬品より安価で、経済的です

医療費の低下により、患者さんの窓口負担が軽くなり、家計にやさしく、医療保険財政の改善にもつながります。

### 2. 効き目や安全性は、先発医薬品と同等です

国では、後発医薬品が先発医薬品と同レベルの品質・有効性・安全性を有するかどうかについて審査を行っています。

### 3. 様々な分野、症状に対応しています

高血圧、高脂血症、糖尿病の薬など様々な分野や症状に対応しています。